

第4回海外状況整理部会議事要旨

日時 2019年6月21日 10:00～12:00

場所 神田事務所 10階 B会議室

出席者 松井部会長、寺島委員、西村委員、日本財団、ダイバーシティ就労支援機構

【事務局から、ダイバーシティ就労支援プラットフォーム 2019年度計画の説明】

【2019年度研究活動計画の報告と調整】

(事務局) 2019年度、本部会では、主要国における、以下の項目につき、概略的に整理して
いただきたい。

- ① 障害者に対する就業対策（一般就労、支援付就労、保護就労）
- ② 生活困窮者に対する就業対策
- ③ その他働きづらさを抱える者に対する就業対策
- ④ 社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）施策の全体概要
- ⑤ ソーシャルファームの動向
- ⑥ 障害者だけから障害者以外をも含む「ダイバーシティ就労化」の動向
- ⑦ 「働きづらさを抱える者」の就業困難度の認定方法
- ⑧ 政策効果分析事例

(松井部会長) フィンランドについて、RI（リハビリテーション・インターナショナル、リハビリテーション・サービス提供団体、研究機関、障害者権利擁護団体、障害当事者団体および政府機関などから構成される国際組織）のポーリン リペン（Pauliine.Lampinen）氏をカウンターパートにして、主に文献及びメール等で情報収集をしたい。障害者施策に加え、地方公共団体が取り組んでいる生活困窮者に対する就労支援、「ダイバーシティ憲章」に基づく社会的包括施策、ソーシャルファームの実態、「働きづらさを抱える人々」の就業困難度の認定方法、等を調べたい。

(寺島委員) 英国の障害者の就労問題は、最近の福祉改革のあおりを受けてどんどん変わってきているので、今年度はとりあえずそれをまとめたい。

(西村委員) これまで、所得保障制度を中心に研究してきた。20 世紀はじめから、ブレア及びブラウン労働党政権までの英国の所得保障の法的構想というものを本にしたが、その後について自分としてもフォローできていない。それをやってみたい。また、英国の障害者問題は寺島先生が専門だが、所得保障制度とその延長線上としての、生活困窮者対策は、障害者とは別の体系で動いているのではないか。それで、英国について、寺島先生を補完する形で取り組みたいと思う。また、英国にはパーソナルアドバイザー制度があり、それを参考にして日本で生活困窮者支援制度ができた。このパーソナルアドバイザー制度もずいぶん変わってきている。ユニバーサルクレジットという新しい制度が最近でき、それとどういう風に連携されているのか、単なる現金給付としての所得控除ではなく、ソーシャルワーク的なものとどう組み合わせられているのか、調べてみたい。

○調整の結果、寺島委員は、ソーシャルファームについて、主要国 4.5 か国と EU 全体の取り組みをまとめ、それに加え、イギリスの障害者関係をまとめる。西村委員は、英国につき、障害者とソーシャルファーム以外の部分をまとめる。そして、両者の状況を、11 月から 12 月に調整することになった。また、フィンランドについては松井座長が、デンマークについては、事務局岩田が情報収集することになった。

○なお、本日欠席の石崎委員、永野委員には、ドイツ、フランスにつき、上記の事務局依頼項目に基づく整理し報告するご了解を、別途メールでいただいた。

○次回(第5回)部会は、12月5日(木)、第6回部会は来年1月9日(木)、それぞれ14時から16時に開催する。